

大田区
国土強靱化
地域計画

令和4年3月
大田区

大田区国土強靱化地域計画の策定にあたって

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、強い揺れや発災直後から発生した火災によって、半壊、全壊した住宅が約25万棟に上るなど、大都市に大きな被害をもたらしました。また、平成23年に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震に加え津波などが発生した未曾有の災害であり、多くの方が被災し、各地に甚大な被害をもたらしました。東日本大震災後も、大きな被害をもたらす地震が頻発しており、大田区でも甚大な被害が発生し得る首都直下地震がいつ発生してもおかしくない状況です。

さらに、近年、ゲリラ豪雨や大雨などの水害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風(台風第19号)では、大田区にも大きな爪痕を残しました。

災害はいつ発生するか予期することが困難であり、また我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から災害が発生しやすい特性を有しているとされています。このことから、区民生活、地域経済を守るためには、あらゆる自然災害に対してあらかじめ備えておくことが重要であり、どのような災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興することができる、強さとしなやかさを備えたまちづくりを進める必要があります。

区はこれまでも、各種建物の耐震化やマイタイムラインの普及啓発など、ハードとソフトの両面から災害対策を進めてまいりましたが、これらの取組を更に力強く迅速かつ確実に進めるために、強靱化に向けた事業や取組を体系化した計画として「大田区国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、あらゆるリスクに備え、最悪な事態を回避することができる強靱なまちづくりを着実に推進することで、大規模自然災害等から区民の皆様の生命と財産を守ってまいります。

令和4年3月

大田区長

松原忠義

目次

第1章 総論 ～国土強靱化について～	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象となる災害	2
4 大田区の地域特性	2
5 強靱化を推進するに当たっての目標	3
6 取組の方向性	3
(1) 検討のベースとなる被害想定	3
(2) 脆弱性の評価について	4
(3) 「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組の方向性	6
7 進捗管理	9
8 計画期間	9
第2章 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果	10
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	12
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	24
3 被災者の健康・生活環境を確保する	29
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	34
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	37
6 制御不能な二次災害を発生させない	41
第3章 資料編	44
1 用語解説	44

■本計画の中で、アスタリスク(＊)のついている用語は、P.44で解説をしています。

第1章 総論 ～国土強靱化について～

1 計画策定の趣旨

我が国では、地理・地形・気象などの特性から、これまで繰り返し地震、洪水などの自然災害に見舞われて甚大な被害が発生しており、その都度膨大な時間と資金を投じて復旧・復興を図ってきました。近年では、東日本大震災をはじめとする大規模な地震、大型台風や集中豪雨による水害、火山噴火など、多くの尊い人命や財産が失われる災害が頻発しています。

大田区においても、令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、多摩川の水位が過去最高を記録し、多くの家屋で浸水被害が発生しました。また、首都直下地震についても、いつ起きてもおかしくない状況が続いています。

このような状況下では、あらゆる大規模自然災害における最悪の事態を想定し、人的・物的被害を最小限に止め、早急な復旧・復興を図るための事前の備えをしておくことが重要です。また、世界規模で大流行した新型コロナウイルス感染症は、区民生活や区内経済に極めて大きな影響を及ぼしました。本計画策定時点においても完全な終息には至っていませんが、再びこのような危機に陥ることがないようにするためには、今回のパンデミックから得た教訓を基に、でき得る限りの備えをしておく必要があります。

区はこれまでも、個々の分野においてハード・ソフトの両面から災害対策を進めてきましたが、限りある行政資源を最も有効に投じるためには、これまでの取組を振り返り、改めて脆弱性を確認した上で、優先順位を考慮しながら取り組んでいく必要があります。そこで、脆弱性評価を行い、その結果に基づき、防災・減災の視点で総合的かつ効果的・効率的な施策展開を図っていくことを目的として、大田区国土強靱化地域計画（以下「強靱化計画」という。）を策定することとしました。

『国土強靱化』とは、どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興することができる、強さとしなやかさを兼ね備えた国土・地域・経済社会を構築することをいいます。

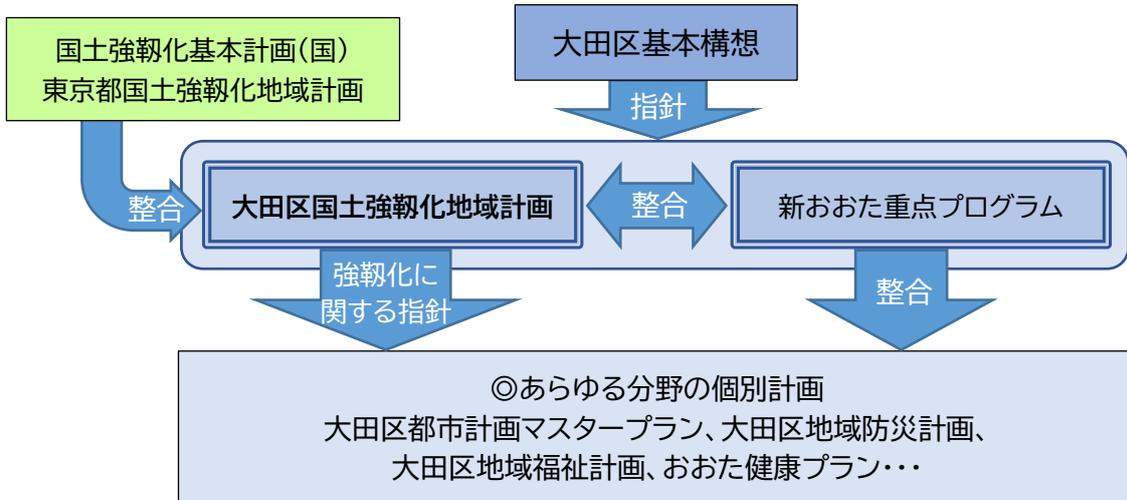
強靱化計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下「国土強靱化基本法」という。）第13条に基づき、大田区における国土強靱化を推進する基本的な計画として策定しました。

【国土強靱化基本法 13条】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

2 計画の位置付け

強靱化計画は、大田区内の強靱化を推進する上で、基本的な理念や目標、対策方針などを示す、区政のあらゆる分野における防災・減災関連施策の指針として位置付けます。



3 計画の対象となる災害

地域の強靱化を図るためには、区民生活や区内の経済活動に多大な影響を及ぼす自然災害、パンデミック、テロ、航空機等による大事故など、あらゆる事象を対象に取組を推進する必要がありますが、本計画では特に、発生可能性や広範囲に影響を及ぼす危険性が高い大地震や洪水など、大規模な自然災害を重点対象として位置付けます。また、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、パンデミックへの対応も念頭に置くものとします。

4 大田区の地域特性

東京都の東南部にあり、東は東京湾に面し、北は品川・目黒区に、北西は世田谷区に、さらに西と南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。武蔵野台地の東南端にあたる西北部の丘陵地帯と東南部の低地に二分され、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地で構成されています。

海拔は、田園調布付近が最高で42.5メートル、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高い所で約5メートル、海岸線や埋め立て地では約1メートルです。

面積は61.86㎢と二十三区で最も広く、令和4年(2022年)1月1日現在の人口は728,703人(住民基本台帳登録者数)で、新型コロナウイルス感染症の拡大以降減少傾向にありますが、大田区人口推計(令和4年3月)によれば、令和52年(2070年)時点においても、大田区は70万人を超える人口を維持していると推計しています。また、総人口に対する年齢別の人口割合については、老年人口(65歳以上)の割合が徐々に高まり、令和32年(2050年)頃からは28%台で推移するとしています。更なる高齢化、単身高齢世帯の増加が見込まれ、災害対策においても配慮を要する人の割合が高まっていくと考えられます。

交通については、道路網(国道3路線、首都高速道路2路線など)、鉄道網(JR、東急、京急、東京モノレールなど)が張り巡らされ、国内最大の乗降客数を誇る羽田空港を擁するなど、交通の要衝を占め、利便性が非常に高いまちとなっています。

このように大田区の地域特性は多様性に富んでいることから、地域特性を踏まえた強靱化に取り組む必要があります。例えば、災害対策本部の拠点となる本庁舎が被災した場合であっても本部機能が維持できるよう、代替庁舎の候補については複数のエリアで確保することも重要です。

5 強靱化を推進するに当たっての目標

大田区の地域特性や近年の災害の動向、国及び東京都が掲げる目標等を鑑み、強靱化計画における4つの基本目標と、基本目標達成に向けて防災・減災の取組を着実に推進するための、より具体的な目標（事前に備えるべき6つの目標）を以下のとおり設定します。

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 区政運営、区民生活及び区内経済活動等に必要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に抑える
- IV 自助・共助・公助により復旧・復興を迅速に進める

具体化

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る
- 2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる
- 3 被災者の健康・生活環境を確保する
- 4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する
- 5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する
- 6 制御不能な二次災害を発生させない

6 取組の方向性

(1) 検討のベースとなる被害想定

ア 地震

強靱化計画の策定に際し、より具体的に現状分析・課題抽出・解決策の検討を行うため、震災の被害想定には「大田区地域防災計画・第1部・第3編・第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定」を用いることとし、ここでは主な内容について下表に示します。

モデルとなる災害		東京湾北部地震(冬の夕方 18時、8m/秒) マグニチュード7.3、予想震度6強(一部地域では7)	
風速		4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数	1,027人	1,073人
	負傷者数	10,203人	10,412人
物的被害	建物(全壊)	41,006棟	43,326棟
	(うち火災棟数)	(27,647棟)	(32,218棟)
	建物(半壊)	29,224棟	29,224棟
避難所生活者数		231,386人	237,135人
徒歩帰宅困難者数		166,426人	166,426人

イ 風水害

風水害については、多摩川においては国土交通省が公表した「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川浸水想定区域図（平成28年5月30日）」、中小河川については東京都が公表した「城南地区河川流域浸水予想区域図（改定）（平成30年12月20日）」及び「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月27日）」が前提として用いている想定最大規模の降雨量を、本計画における「想定し得る最大規模の降雨」として用います。

想定する風水害	想定し得る最大規模の降雨
多摩川の氾濫	多摩川の全流域で48時間に588mmの降雨
中小河川等の氾濫	呑川、丸子川等流域で時間最大雨量153mm、総雨量690mm

(2) 脆弱性の評価について

脆弱性の評価は、上記の被害想定のもととなる最大級の大規模自然災害が発生した場合でも、人的・物的被害を最小限に止めることができるよう、的確な対策が講じられているかを確認し、評価するものです。まず、地域の強靱化における課題や、優先的・重点的に取り組む施策を明らかにするため、「事前に備えるべき目標」ごとに以下のとおり「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を設定し、従前から実施している施策について、進捗状況や効果を分析・整理し、課題を洗い出した上で、課題解決に必要な取組を検討しました。

※評価結果の詳細については「第2章 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果」に掲載

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1	住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する
	2	住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する
	3	津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する
	4	広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する
	5	情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する
	6	大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する
	7	新たな感染症の大流行（パンデミック）により、多くの重症者や死者が発生する
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	1	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する
	2	食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る
	3	救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	4	交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する
	5	建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる
	6	電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1	被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する
	2	想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる
	3	広範囲なエリアにおける疫病や感染症の大規模発生、避難所における集団食中毒の発生等に対し、必要な人員、物品（備蓄品、備蓄医薬品）等の不足により抑止できなくなる
	4	想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する
	5	避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1	区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する
	2	治安が悪化し犯罪が多発する
	3	電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない
	4	情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	1	電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する
	2	道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する
	3	羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する
	4	被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する
	5	金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する
	6	災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる
	7	地域コミュニティ*が機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる
	8	専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる
	9	避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
6 制御不能な二次災害を発生させない	1	広域かつ大規模な火災が発生する
	2	河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する
	3	危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する
	4	主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する

(3) 「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組の方向性

脆弱性の評価結果を基に、計画期間中に優先的かつ重点的に推進すべき取組の方向性を以下のとおり整理しました。

この取組の方向性に沿った主な取組は、別冊「『事前に備えるべき目標』の達成に向けた取組（令和4～8年度）」に掲げ、ハード対策及びソフト対策の組み合わせにより、目標の達成に向けて効果的に事業を推進します。また、これらの取組により、事前に備えるべき目標の達成にどれだけ近づいたかを測るための指標を『事前に備えるべき目標』ごとに設定します。

1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る		
(1) 公共施設の適正かつ計画的な維持管理・改築・改修等		
(2) <u>倒れない・燃えないまちづくりの推進</u>		
(3) <u>防災活動拠点の整備、避難ルート・物資輸送ルートの確保</u>		
(4) <u>各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成</u>		
(5) <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u>		
(6) 感染予防用備蓄品の充実、医療機関との連携強化等による感染症対策の推進		
指標	現状値 (R3)	目標値 (5年後)
住民一人当たりの公園面積	4.16㎡	4.17㎡
耐震化率:住宅	91.0% (R2)	おおむね解消 (R7)
耐震化率:特定建築物*	88.2% (R2)	95% (R7)
不燃領域率:大森中地区(西糀谷・東蒲田・大森中)	61.8% (R1)	69.9% (R7)
不燃領域率:羽田二・三・六丁目地区	43.7% (R1)	51.8% (R7)
不燃領域率:補助29号線沿道地区(大田区)	43.4% (R1)	49.9% (R7)
学校防災活動拠点訓練の参加人数	1,890人/年 (R2)	3,640人/年
ハザードマップを確認した区民の割合	46.7%	55.0%
防災アプリの登録者数	26,028人 (R3.12.1)	65,000人

2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる		
(1) <u>移動ルート・物資輸送ルートの確保</u>		
(2) 消防団、市民消火隊への継続的な支援		
(3) <u>他自治体、関係団体等からの受援体制の整備</u>		
(4) 災害時医療ボランティアの確保、訪問看護ステーション等との連携強化		
(5) 備蓄品(数量・種類)の充実、提供体制の整備		
指標	現状値(R3)	目標値(5年後)
都市計画道路整備延長	52.59km	55.86km
耐震整備が完了した橋梁*数	14橋	22橋
路面下空洞調査調査延長	980km	1,190km
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成	41件	50件
災害時医療職ボランティアの登録数	44人	55人
在宅人工呼吸器使用者対象電源設備を有する施設の確保	7か所	10か所

3 被災者の健康・生活環境を確保する		
(1) 避難生活に必要な食料、水、エネルギー等の確保及び輸送体制の整備		
(2) 生活習慣や健康状態、多言語など、避難者の多様性に応じられる避難環境の整備		
(3) 災害時要配慮者・避難行動要支援者*が安全・安心に避難できる体制の整備		
(4) 避難所における公衆衛生対策、医療救護体制の充実		
(5) 帰宅困難者一時滞在施設の拡充、滞在環境の向上		
指標	現状値(R3)	目標値(5年後)
都市計画道路整備延長	52.59km	55.86km
耐震整備が完了した橋梁数	14橋	22橋
「防災面の対策」に対する外国人区民の満足度 (「満足」「どちらかといえば満足」と回答する割合)	46.6% (H30)	59%
福祉避難所予定施設数	49か所	増設

4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する		
(1) 災害対策本部体制の強化、職員の防災意識向上		
(2) <u>他自治体、関係機関との連携強化</u>		
(3) <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u>		
指標	現状値(R3)	目標値(5年後)
本部運営訓練の実施回数	3回	4回
災害廃棄物処理に係る協定締結数	10件	12件
防災アプリの登録者数	26,028人 (R3.12.1)	65,000人

5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する		
(1) <u>移動ルート・物資輸送ルートの確保</u>		
(2) 民間事業者の危機管理意識の向上、BCP*の策定促進		
(3) 災害廃棄物の処理体制整備		
(4) <u>地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施</u>		
(5) 他自治体、関係機関との連携強化		
(6) <u>他自治体、関係団体等からの受援体制の整備</u>		
指標	現状値 (R3)	目標値 (5 年後)
都市計画道路整備延長	52.59km	55.86km
耐震整備が完了した橋梁*数	14橋	22橋
路面下空洞調査調査延長	980km	1,190km
区ホームページ「大田区簡易版BCPシート」への閲覧数	2,940/年間	3,520/年間
区ホームページ「大田区簡易版BCPシート」における各シート等のダウンロード件数	4,440/年間	5,330/年間
災害廃棄物処理に係る協定締結数	10件	12件

6 制御不能な二次災害を発生させない		
(1) <u>倒れない・燃えないまちづくりの推進</u>		
(2) <u>各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成</u>		
(3) 水害への対応力の強化		
(4) <u>地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施</u>		
指標	現状値 (R3)	目標値 (5 年後)
耐震化率:特定建築物*	88.2% (R2)	95% (R7)
不燃領域率:大森中地区(西糀谷・東蒲田・大森中)	61.8% (R1)	69.9% (R7)
不燃領域率:羽田二・三・六丁目地区	43.7% (R1)	51.8% (R7)
不燃領域率:補助29号線沿道地区(大田区)	43.4% (R1)	49.9% (R7)
住民一人当たりの公園面積	4.16㎡	4.17㎡
ハザードマップを確認した区民の割合	46.7%	55.0%
水害対策を付加した化学物質管理方法書の再提出率	29%	90%

※複数の「事前に備えるべき目標」に関連するため再掲している取組については、下線を引いています。

7 進捗管理

大田区の強靱化を確実に進めていくために、本計画では「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組の実績を把握するとともに、事前に備えるべき目標ごとに定めた指標を基に進捗状況を測り、継続的に検証・見直し・改善を図っていきます。

見直しに当たっては、進捗管理と合わせて、社会情勢の変化や、国や都の国土強靱化に関する動向を踏まえるものとし、関連計画と合わせて強靱なまちづくりを計画的に進めていきます。

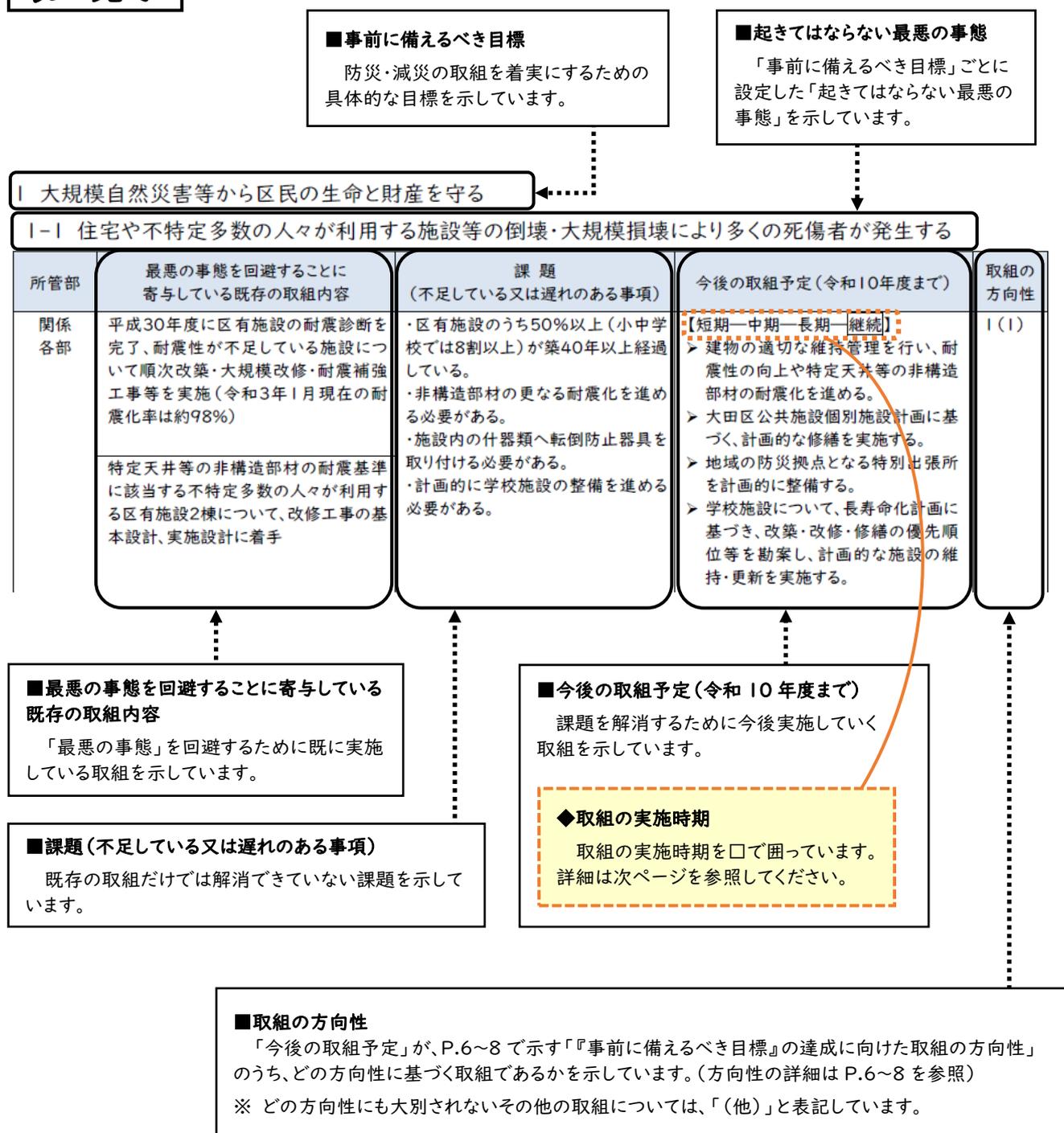
8 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度(2022年度)から8年度(2026年度)までの5年間とし、別冊「『事前に備えるべき目標』の達成に向けた取組(令和4~8年度)」については、進捗管理等を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

第2章 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果

「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、従前から実施している施策について、進捗状況や効果を分析・整理し、課題を洗い出した上で、課題解決に必要な取組を整理しました。

表の見方



【空欄の例】

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の 方向性
環境 清掃部		・備蓄物資等の輸送について、具体的な検討や訓練等を実施していないため、なるべく早期に検討を開始する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 備蓄物資の輸送等にかかる検討体制を構築し、検討を進める。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 備蓄物資の輸送訓練を実施する。	3(1)

「最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容」欄が空欄の行は、最悪の事態を回避するために実施すべきと考えられる取組があるが、本計画策定時点において未実施であることを意味します。

鉄道・都市 づくり部	蒲田駅周辺・雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 蒲田駅周辺地区グランドデザインに基づき、駅周辺建物の建替え・共同化など機能更新を促進する。	1(2)
---------------	----------------------------	--	--	------

「課題」欄が空欄の行は、「最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容」で示す取組について、取組内容の不足や遅れ等の課題がないことを意味します。

こども 家庭部	看護師の配置(保育園)			
------------	-------------	--	--	--

「課題」欄、「今後の取組予定」欄が空欄の行は、「最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容」で示す取組が完了しており、不足や遅れ等の課題もなく、今後、継続的に実施していく取組も予定されていないことを意味します。

◆取組の実施時期について

取組の実施時期を、短期(令和4~6年度)、中期(令和6~8年度)、長期(令和8~10年度)を目安として、次のとおり示しています。

【短期—中期—長期—継続】

…既に実施しており、今後も継続して行う、終期の定まっていない取組。

【短期—中期—長期—継続】

…既に実施している、または短期のうちに取組を開始し、短期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…既に実施している、または短期のうちに取組を開始し、中期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…既に実施している、または短期のうちに取組を開始し、長期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…短期のうちに取組を開始し、終期の定まっていない取組。

【短期—中期—長期—継続】

…中期のうちに取組を開始し、中期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…中期のうちに取組を開始し、長期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…中期のうちに取組を開始し、終期の定まっていない取組。

【短期—中期—長期—継続】

…長期のうちに取組を開始し、長期のうちに終期を迎える取組。

【短期—中期—長期—継続】

…長期のうちに取組を開始し、終期の定まっていない取組。

国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果（令和4年3月末現在）

Ⅰ 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る

Ⅰ-Ⅰ 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
関係各部	<p>平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足している施設について順次改築・大規模改修・耐震補強工事等を実施(令和3年1月現在の耐震化率は約98%)</p> <p>特定天井等の非構造部材の耐震基準に該当する不特定多数の人々が利用する区有施設2棟について、改修工事の基本設計、実施設計に着手</p> <p>将来にわたり安定的な公共施設の整備、区民サービスの提供を行うため、個別施設計画を作成</p>	<p>・区有施設のうち50%以上(小中学校では8割以上)が築40年以上経過している。</p> <p>・非構造部材の更なる耐震化を進める必要がある。</p> <p>・施設内の什器類へ転倒防止器具を取り付ける必要がある。</p> <p>・計画的に学校施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 建物の適切な維持管理を行い、耐震性の向上や特定天井等の非構造部材の耐震化を進める。</p> <p>➢ 大田区公共施設個別施設計画に基づく、計画的な改修・修繕等を実施する。</p> <p>➢ 地域の防災拠点となる特別出張所を計画的に整備する。</p> <p>➢ 学校施設について、長寿命化計画に基づき、改築・改修・修繕の優先順位等を勘案し、計画的な施設の維持・更新を実施する。</p> <p>➢ 障がい者施設の整備について、増加する生活介護の利用希望者の確実な受け入れを実現していくため、区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき、老朽化した施設の改築・改修を進める</p>	Ⅰ(1)
スポーツ・文化・国際都市部	<p>利用者の安全を確保するため、スポーツ施設ごとに対応マニュアルを整備</p> <p>大田区総合体育館において、災害の種類に応じてマニュアルを整備</p> <p>スポーツ施設において避難訓練等を実施</p> <p>消防法では2回と定められている訓練を、大田区総合体育館では避難経路の確認及び消火訓練を年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施</p> <p>大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施</p> <p>勝海舟記念館(文化財建造物)で、文化財保護デーに合わせ近隣消防署と連携して避難訓練を実施</p>	<p>・ホール施設は防災計画において避難場所に指定されておらず、災害時の避難誘導等が確定していない。なお、大田区民ホールアプリコについては、帰宅困難者一時滞在施設に定められている。</p> <p>・現マニュアルが地震、台風等のそれぞれを想定したものになっていない。</p> <p>・文化財保護の観点(勝海舟)でのマニュアルを整備する必要がある。</p> <p>・スポーツ施設閉館時に災害が発生し、一時滞り者等のために閉館する必要が生じた場合、その対応が定まっていない。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。</p> <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。</p> <p>➢ 大田スタジアム、大森スポーツセンターにおいて災害の種類に応じたマニュアルを整備する。</p> <p>➢ スポーツ施設閉館時の災害対応について指定管理者と協議し、協定書等で整理する。</p> <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 様々な災害を想定した避難訓練を実施する。</p> <p>➢ 文化施設と近隣避難場所との連携を推進する。</p>	Ⅰ(4)
福祉部	<p>区立福祉施設において、防災訓練を定期的実施</p> <p>大田区自立支援協議会において、要支援者を対象とした防災訓練を実施、マイ・タイムライン*学習会等を実施</p>	<p>・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 高齢者施設・障がい者施設ともに福祉避難所開設訓練を定期的実施する。</p> <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 民営の施設における訓練にも時機をとらえて区が参加を依頼したうえで、区職員が可能な限り参加し、情報共有することで福祉避難所として必要な環境・態勢を整えていく。</p>	Ⅰ(4)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築		【短期—中期—長期—継続】 ▶ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して行う。	1(5)
こども家庭部	・避難計画作成 (児童館等・保育園) ・避難マニュアル作成 (児童館等・放課後ひろば・保育園) ・自衛消防マニュアル作成 (放課後ひろば) (保育園) ①「保育園防災の手引き」を令和2年3月に改訂 ②「洪水時の避難確保計画」を令和2年4月に制定 ③「福祉避難所および応急保育所の開設対応マニュアル」を令和3年6月に改訂 利用施設における避難訓練の実施(月1回) (児童館等・放課後ひろば・保育園)	・福祉避難所および応急救護所における配置人員不足を解消する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証・見直しを行い、児童誘導などを想定した訓練を継続して実施する。また、福祉避難所および応急保育所の開設訓練を定期的実施する。 ▶ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。	1(4)
まちづくり推進部	・大田区耐震改修促進計画を策定、旧耐震基準*で建てられた建築物を対象に耐震診断・改修助成事業を実施 ・平成31年4月から木造住宅の除却助成制度を導入 住宅・マンションなどの耐震化に対する助成 平成18年4月から大田区全域で旧耐震基準により建てられた住宅・マンションなどの建築物を対象に、耐震診断・改修助成事業を開始、平成23年4月から耐震シェルター助成開始、平成30年9月からブロック塀等改修工事助成事業開始、平成31年4月から木造住宅の除却工事助成制度の開始。 【令和3年12月末までの実績】 (木造)耐震診断1,972件、耐震改修設計983件、耐震改修工事1,009件、除却工事392件 耐震シェルター 18件 (非木造)耐震診断 198件、耐震改修設計 40件、耐震改修工事 35件	・制度開始より10年以上が経過し、旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 大田区耐震改修促進計画に基づき令和7年度末までの住宅の耐震化率の目標を達成すべく、耐震診断・改修助成事業を推進する。 ▶ 木造住宅除却工事助成及び耐震シェルター等設置助成制度の普及啓発に努め、活用を促す。 ▶ 木造住宅の除却助成制度は令和5年度末までの助成制度となっており、制度の継続は状況を考慮して判断する。	1(2)
	(特定・一般)緊急輸送道路沿道建築物及び分譲マンションへの助成 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成 平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 【令和3年12月末までの実績】 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断 186件、耐震改修設計 76件、耐震改修工事(除却工事含む) 58件	・非木造の建物など所有者が複数いる場合の耐震化への合意形成が難しい。特定緊急輸送道路沿道建築物のうち分譲マンションでは合意形成や資金調達が困難なケースが、また、ビルや賃貸住宅では、賃借人等の移転費用の捻出が負担となり、耐震化に踏み切れないケースがある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成は、令和7年度末までとなり、その後の対応は国、都の状況を考慮しながら判断する。 ▶ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。	1(2)
	不燃化特区制度*を活用した建替え等助成を実施(令和3年12月末までに230棟) 都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和3年12月末までに110棟)	・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の進捗が遅れが生じている。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 都市防災不燃化促進事業は、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。	1(2)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
まちづくり推進部	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和3年12月末までに30件)	・木密地域の解消については、区が取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的に取り組む必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については事業の進捗状況等を考慮して判断する。	1(2)
	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入済			
鉄道・都市づくり部	蒲田駅周辺の共同化などによる建替えの支援		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 蒲田駅周辺地区グランドデザインに基づき、駅周辺建物の建替え・共同化など機能更新を促進する。	1(2)
	補助28号線(池上通り)・大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備、沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成	・地元調整の難航により、都市計画事業の事業化に遅れが生じている。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 補助28号線は、バス・タクシーや荷さばき車両等の停車場所と本線交通を分離することで、緊急車両等の円滑な通行を可能とする。 ➢ 西口広場は、災害時、避難者等の一時滞留スペースや救護活動にも活用できるオープンスペースを確保する。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。	1(2)
	大森駅東口駅前広場等再編整備構想の策定	・駅前広場等、都市基盤施設の中・長期的な再編整備の検討を深度化するにあたり、必要な官民連携による都市基盤施設の利活用や公共空間の創造、目指すべき将来像の構築・共有が進んでいない。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 官民連携エリアプラットフォーム及び未来ビジョン作成を通じ、大森駅東口駅前広場を含む中長期を見据えた再編整備を進める。	1(2)
	糀谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了、雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援 京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画等を活用した共同化などによる建替えの支援		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。 ➢ 京急蒲田西口地区は、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。	1(2)
空港まちづくり本部	災害時の避難場所機能を持つ「羽田イノベーションシティ」の整備に当たり、災害耐性が高く、災害時に施設機能を維持するインフラを確保		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 羽田イノベーションシティは、令和5年度までに全施設が完成する予定。	1(他)

1-2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	<p>自衛消防隊訓練の定期的な実施</p> <p>市民消防隊関係事業の実施(活動助成・ポンプ支給・点検・操法大会等)</p> <p>街頭設置消火器、スタンドパイプの配備</p> <p>消防団への活動支援</p>	<p>・消防団員の充足率を向上する必要がある。</p> <p>・消防団員の活動拠点となる分団施設を整備する必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 年度当初の活動助成金の交付、配備しているC級ポンプ及び格納庫の定期点検及び買替を行う。また、消防隊結成時に限り個人装備品を支給する。</p> <p>▶ 各消防署管内ごとのポンプ操法発表会を開催することで、ポンプ操法による消火活動への動機づけとする。</p> <p>▶ 展示イベントや講習会等において、防災市民組織及び市民消防隊の活動(スタンドパイプの使用についてを含む)を紹介する。</p> <p>▶ 消防団員の募集について、ホームページ、ツイッター等の多様な媒体による情報発信や、防災関連のイベント等における消防署と連携した広報を行う。</p> <p>▶ 分団施設整備について、消防署の計画に基づき、連携を密にしながら設置を支援する。</p>	1(他)
地域力推進部	<p>各学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会*の防災訓練において、消防署及び消防団と連携した消火訓練の実施を支援</p> <p>総務部と連携し、市民消防隊の活動を支援</p>	<p>・防災訓練に参加する区民の数が増えず、特に若年層の参加が少ない。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 家族連れの住民が参加しやすいよう、訓練内容に消火ミニカー体験などを企画する。また、外国人向けのチラシを作成し、外国人住民の参加を促す。</p> <p>▶ 避難所となる学校の生徒やPTA等と連携・協力し、訓練参加の促進と避難所スタッフの充実を想定した訓練の実施を検討していく。</p> <p>▶ 引き続き自治会・町会及び消防署・消防団との連携を推進していく。</p> <p>▶ 学校防災活動拠点の班長・副班長会議を定期的に行い、自治会・町会の青年部等との連携を検討する。</p>	1(4)
スポーツ・文化・国際都市部	<p>利用者の安全を確保するため、スポーツ施設ごとに対応マニュアルを整備</p> <p>大田区総合体育館において、災害の種類に応じてマニュアルを整備</p> <p>スポーツ施設において避難訓練等を実施</p> <p>消防法で年2回の実施を義務付けている訓練について、大田区総合体育館では年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施</p> <p>大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施</p>	<p>・大ホール等で来館者が集中している場合の避難誘導や負傷者対応などを、少ない職員数で実施するための訓練やマニュアル整備が必要である。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。</p> <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。</p> <p>▶ 大田スタジアム、大森スポーツセンターにおいて災害の種類に応じたマニュアルを整備する</p>	1(4)
福祉部	<p>各福祉施設において、防災訓練を年1回以上実施</p>	<p>・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 各福祉施設における防災訓練の実施状況を把握するとともに、定期的に行うよう依頼する。</p>	1(4)
健康政策部	<p>区が発災時グループウェア等を活用し、災害時医療の関係者へ情報提供を行う体制を構築</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。</p>	1(5)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
こども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の作成(児童館等・保育園) ・火災対応マニュアルの作成(保育園) ・自衛消防マニュアル作成(放課後ひろば) (保育園) ①「保育園防災の手引き」を令和2年3月に改訂 ②「洪水時の避難確保計画」を令和2年4月に制定 ③「福祉避難所および応急保育所の開年設対応マニュアル」を令和3年6月に改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所および応急救護所における配置人員不足を解消する必要がある。 	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 保育園では、耐震対策として吊り戸棚の耐震ロック等を全園に配備し、避難経路を確保する。 ▶ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。 ▶ 子ども家庭支援センターでは、利用施設における避難訓練を継続して実施する。	1(4)
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園・児童館等) ・備品維持管理(消費期限等の確認) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用施設における避難訓練を実施(子ども家庭支援センター大森・蒲田年1回、洗足池年3回、保育園等月1回、児童館等・放課後ひろば月1回実施) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練(保育園・児童館等) ・煙体験訓練の実施(児童館等・放課後ひろば) 			
まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入済	<ul style="list-style-type: none"> ・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的に取り組む必要がある。 	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。	1(2)
	不燃化特区制度*を活用した建替え等助成を実施(令和3年12月末までに230棟)			
	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和3年12月末までに110棟)		【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については事業の進捗状況等を考慮して判断する。	1(2)
	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和3年12月末までに30件)			
	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入済			
	幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施			
鉄道・都市づくり部	蒲田駅周辺の共同化などによる建替えの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地元調整の難航により、都市計画事業の事業化に遅れが生じている。 	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 蒲田駅周辺地区ランドデザインに基づき、駅周辺建物の建替え・共同化など機能更新を促進する。	1(2)
	補助28号線(池上通り)・大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備、沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成			
		【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 補助28号線は、バス・タクシーや荷さばき車両等の停車場所と本線交通を分離することで、緊急車両等の円滑な通行を可能とする。 ▶ 西口広場は、災害時、避難者等の一時滞留スペースや救護活動にも活用できるオープンスペースを確保する。 【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。	1(2)	

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
鉄道・都市づくり部	大森駅東口駅前広場等再編整備構想の策定	・駅前広場等、都市基盤施設の中・長期的な再編整備の検討を深度化するにあたり、必要な官民連携による都市基盤施設の利活用や公共空間の創造、目指すべき将来像の構築・共有が進んでいない。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 官民連携エリアプラットフォーム及び未来ビジョン作成を通じ、大森駅東口駅前広場を含む中長期を見据えた再編整備を進める。	1(2)
	糀谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了、雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。	1(2)
	京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画等を活用した共同化などによる建替えの支援		➢ 京急蒲田西口地区は、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。	
都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 ➢ 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。	1(1)
	大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするとともに、安全に避難できるようバリアフリー環境を向上			

1-3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受け入れスペースの不足などに対応するため、ハザードマップの周知や活用を推進する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 講習会や作成支援動画などを通じて、マイ・タイムラインを普及啓発し、区民の水防意識の向上を図る。 ➢ 継続的に訓練や講話などを実施・開催することで、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。	1(4)
	マイ・タイムライン*講習会の開催や作成支援動画による普及啓発			
地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない。 ・区民にマイ・タイムラインの考え方が十分に浸透していない。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ ハザードマップが目につきやすいように案内表示等を工夫する等、配布を継続し、日頃から地域住民の地域防災についての意識向上に努めていく。 ➢ 自治会・町会*や学校防災活動拠点を通じて、水害における避難意識の向上とともに情報伝達の強化に取り組む。 ➢ 水害時緊急避難場所を適切に運営していく。	1(他)
	各地域において総務部と連携したマイ・タイムライン講習会を実施し、区民の意識啓発を実施			
	水害時緊急避難場所の開設・運営			
福祉部	バリアフリー設備の整った福祉施設の一部を要支援者向けに福祉避難所として開設	・区内の他福祉施設等へ避難する際の移手段の確保について、協力体制を確立する必要がある。 ・各施設に配備されている防災備蓄品について必要数を精査のうえ保管スペースを確保する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 福祉避難所予定施設の協定内容を確認する。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ サービス事業所間の連携状況を確認する。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 民間業者等との協力関係を構築する。	1(5)
	福祉避難所予定施設に避難生活に必要な備蓄品を配備			
健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼	・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和4年度までに全ての病院が策定することを目指す。	1(4)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性	
こども家庭部	・避難計画の作成 (児童館等・放課後ひろば・保育園) ・「洪水時の避難確保計画」を令和2年4月に制定(保育園)		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 ▶ 児童館では、施設から避難先(垂直避難を含む)への児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。学校内学童保育の場合は、学校との連携を日頃から緊密にしておく。 【短期— <u>中期</u> —長期— <u>継続</u> 】 ▶ 子ども家庭支援センターでは、マイタイムライン*講習会を子育てひろばで開催する。 ▶ 保育園では、水害に対する訓練の実施や垂直避難後における協力体制を確立のうえ、児童誘導などを想定した訓練を継続して実施する。また、福祉避難所および応急保育所の開設訓練を定期的実施する。	1(4) 1(他)	
	避難訓練の実施 (児童館等・放課後ひろば・保育園)				
	建物内の垂直避難行動の周知(児童館等・放課後ひろば・保育園)				
	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)				
都市基盤整備部	雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透樹の整備、開発事業者への指導(呑川流域の目標量10.3万㎡に対し9.8万㎡完了、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し1.1万㎡完了(平成30年度))	・都の豪雨対策計画では、各流域の目標量を令和19年度までに達成することを目標としているため、目標達成には年次計画の策定や計画的な予算やマンパワーの投入が必要である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ▶ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。	1(他)	
	都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進				
	公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ グリーンインフラを活用した減災計画の策定 【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施する。			1(他)
	大田区仲六郷水防資機材センターの整備(建設工事・配水ポンプ車等水防資器材の購入)	・浸水リスクの高い地域への水害対策を早急に講じる必要がある。			
水防活動拠点整備に係る田園調布5丁目の用地取得			1(3)		

1-4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	区とキヤノン(株)の災害時協力協定により、敷地内の道路を住民避難道路として活用、令和元年度に地域住民の視察を実施		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ キヤノン(株)との災害時協力協定に基づき、具体的な取組に関する検討を行う。	1(他)
こども家庭部	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 ▶ 保育園での備蓄品配備を計画的に実施する。また、災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。	1(4) 1(他)
	(保育園)東京都帰宅困難者対象条例に関連して職員および園児を対象に3日分の食糧を備蓄済。(備蓄率として、当日は100%、2日目の昼50%、以降は3日目の昼まで30%、3日目の夜0%とする)			

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事、地元調整等に時間を要する。 	【短期—中期—長期—継続】 > 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占用企業者と協力して実施する。 【短期—中期—長期—継続】 > 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。	1(3)
	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工			
	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)		【短期—中期—長期—継続】 > 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【短期—中期—長期—継続】 > 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。	1(3)
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)		【短期—中期—長期—継続】 > 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【短期—中期—長期—継続】 > 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。	1(3)
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備		今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度)	

1-5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
企画経営部	優先度の高い情報をわかりやすく整理して発信できる区ホームページ災害モードの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・情報弱者等への対応も視野に、社会情勢に応じた適切な情報伝達手段を用意する必要がある。 	【短期—中期—長期—継続】 > 災害時における現実的・効果的な情報伝達手段についての検討を、継続して行う。 > 区ホームページや公式SNS等、区公式媒体の継続的な運営により、多くの区民に情報を発信できる環境を整備・維持する。	1(5)
	ツイッター等の区ホームページ以外の情報発信ツールの整備			
	区ホームページへのアクセス集中対策として閲覧用サーバーを増設			
	防災用Wi-Fi(ワイファイ)や専用ノートパソコンを整備し、区ホームページの更新作業を円滑化			
総務部	防災行政無線放送塔の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・情報弱者等への対応を強化する必要がある。 ・一斉発信機能を整備する必要がある。 ・適切な避難行動を行うための区民への情報伝達方法について検討する必要がある。 	【短期—中期—長期—継続】 > 防災行政無線の音達区域の拡充や、新たな情報伝達手段の導入について検討を行う。	1(5)
	情報発信手段の多様化 (防災アプリ・防災ポータル防災行政無線・ホームページ・ツイッター・エリアメール・区民安全安心メール・Lアラート等)			
	水害時緊急避難場所の見直しや避難対策について区民に広く周知するため、ハザードマップを全戸配布			
	適切な避難行動を促すべく、広域避難場所や水害時緊急避難場所、情報収集手段をハザードマップ等にて周知			
	総合防災情報システムを導入			
	防災行政無線電話応答サービスの見直しを実施			

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の 方向性
地域力 推進部	各自治会・町会*と特別出張所において、無線機又はスマホ(災害時優先電話)を活用した情報伝達訓練を実施	・取組内容が各地域で不統一となっている。 ・自治会・町会役員以外の区民への情報提供手段が不足している。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 無線機器等の充実を図りながら、地区連合会合同防災訓練、学校防災活動拠点訓練、地域力推進会議内の分科会活動を継続し、各自治会・町会と特別出張所の情報伝達方法のスキルアップを図っていく。 ▶ 風水害時の避難方法等に関する啓発ポスター・チラシを作成し、掲示板等で周知する。	1(4) 1(5)
	学校防災活動拠点において、避難行動訓練を実施			
スポーツ・ 文化・国際 都市部	外国人向けに区の防災ポータルアプリや区及び(一財)国際都市おた協会のホームページ・SNSで、多言語やさしい日本語*による情報の発信		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 現行の取組を確実に実施していく。	1(5)
福祉部	避難行動要支援者名簿*を作成し、支援者(自治会・町会、民生委員、警察署、消防署、地域包括支援センター)に配付して情報共有	・介護事業所、障害福祉サービス事業所と情報伝達や避難行動要支援者*の受け入れ態勢について連携・協力が必要である。 ・平時より名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・自治会・町会や民生委員等の支援者が名簿活用を促進するための環境整備が必要である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ サービス事業者で構成される連絡会等に参加し情報共有を図る。 ▶ 要支援者(要配慮者)を対象に講習会を開催するなどマイ・タイムライン*を周知する。 ▶ 避難行動要支援者名簿の活用方法について、更なる周知を図る。	1(4) 1(5)
	支援者等による、避難行動要支援者名簿を用いた要支援者の平時からの状況確認・注意喚起			
	個別避難計画の作成に向けての検討	・計画作成における福祉専門職や関係団体等との連携が必要である。 ・計画作成の対象となる避難行動要支援者への周知を行う必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 庁内外関係者による連絡会議(仮称)を立ち上げ、連携して作成を進める。 ▶ 個別避難計画についての周知チラシを作成し、計画作成に係る同意書等とともに送付する。	1(5)
健康 政策部	緊急医療救護所*を設置する病院の近隣に地域BWA(広帯域移動無線アクセス)回線の基地局を整備	・地域BWAの基地局自体のバッテリーは停電時3時間程度で電源が切れるが、設置している施設との交渉やコスト等の課題もあり、災害時に継続的な電源確保が困難である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 令和元年度に緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備した地域BWAのWi-Fi端末を用いて、緊急医療救護所等開設・運営訓練時に地域BWAを使用した情報連絡訓練を実施する。 ▶ 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を実施する。	1(5)
	地域BWAのWi-Fi端末を緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備			
	災害時用にPCをリースし、緊急医療救護所等、部内各課に配備 緊急医療救護所等で使用するPCや地域BWAのルーターを各救護所等に配備			
	災害時医療対策の関係者とネットワークを構築(大田区災害時グループウェアのアカウント付与)し、緊急医療救護所等の訓練の他、定期的な情報通信訓練を実施			

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
こども家庭部	避難計画の作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)	・福祉避難所および応急救護所における配置人員不足を解消する必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。また、学童保育お知らせメールシステムを活用するなど、保護者への連絡方法を常に確保する。 ▶ 保育園では、保護者へICT*機能を活用して災害連絡訓練を実施する。また、職員は防災用PHS電話機を活用して、情報伝達訓練を実施する。	1(4) 1(5)
	避難マニュアルの作成(児童館等・放課後ひろば・保育園) ①「保育園防災の手引き」を令和2年3月に改訂 ②「洪水時の避難確保計画」を令和2年4月に制定 ③「福祉避難所および応急保育所の開年設対応マニュアル」を令和3年6月に改訂			
	避難訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)			
	保護者の複数の緊急連絡先(電話番号)の把握(児童館等・放課後ひろば・保育園)			
まちづくり推進部	平成19年に「まちづくり推進部水防マニュアル(がけ崩れ対応マニュアル)」を策定	・平常時に危機管理意識向上、個々の防災力向上を図る必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 避難情報周知ルートのブラッシュアップを定期的に行い、いざという時に公用車による避難周知がスムーズに行えるよう訓練を実施する。また部内研修等を開催し、水防業務に従事する職員へ周知を行う。	1(4)
	いざという時に公用車による避難情報周知がスムーズに行えるよう、平成27年に急傾斜地崩壊危険個所の巡回ルートを作成、平成30年に土砂災害警戒区域を反映した巡回ルートに変更			

1-6 大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	区民の早期避難に役立つマイ・タイムライン*(避難行動計画)の普及啓発(講習会・出前講座の実施)	・早期避難するための情報の発信 ・土砂災害区域におけるリスクの周知 ・家屋倒壊等氾濫想定区域におけるリスクの周知	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 講習会や作成支援動画を通じてマイ・タイムラインを普及・啓発していく。また、土砂災害警戒区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する地域については、区民に対し継続的に危険箇所の周知を行っていく。	1(4)
	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知			
地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	・一時避難施設の老朽化、受入定員の不足 ・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない ・区民にマイ・タイムラインの考え方が浸透していない	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 各地区での自治会・町会長会議や学校防災活動拠点会議、防災訓練など機会を捉えて、水害時緊急避難場所の位置付けやマイ・タイムラインの考え方を周知していく。	1(4) 1(他)
	各地域における総務部と連携したマイ・タイムライン講習会の実施、地域力推進会議や町会長会議における防災情報等の情報提供を通じて、被害防止に向けた意識啓発を実施			
	総務部・まちづくり推進部と連携した急傾斜地崩壊危険個所に居住している区民への注意喚起を実施			
	区が避難指示等を発令した場合に避難住民を受け入れるための一時避難施設(11箇所)を開設			
	水害時緊急避難場所の開設・運営			

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
福祉部	土砂災害警戒区域に居住する要支援者について、避難行動要支援者名簿*を用いた、区による状況把握	・平時から名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・対象者への避難情報の周知方法を検討する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 平時から対象世帯の生活環境等を把握し、危険度に応じて分類するとともに、自助・共助の考え方を浸透させるための啓発を実施する。 ▶ 発災時には、分類により危険度が高い世帯に対して、区から事前に注意喚起を行う。	1(5)
健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼	・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和4年度までに全ての病院が策定することを目指す。	1(4)
こども家庭部	避難計画の作成 (児童館等・放課後ひろば・保育園) 避難訓練の実施 (児童館等・放課後ひろば・保育園) (保育園) ①「保育園防災の手引き」を令和2年3月に改訂 ②「洪水時の避難確保計画」を令和2年4月に制定 ③「福祉避難所および応急保育所の開年設対応マニュアル」を令和3年6月に改訂	・福祉避難所および応急救護所における配置人員不足を解消する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証、見直しを行う。また、福祉避難所および応急保育所の開設訓練を定期的実施する。 ▶ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。	1(4)
まちづくり推進部	平成21年10月にかけて等整備工事助成事業開始(令和3年12月末までに49件の整備工事を実施) 平成22~23年度にかけ等実態調査、令和元・2年度にかけ等実態再調査を実施 平成29年に大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱を策定し、がけ等の所有者に対し改善指導を開始 平成29年から大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、がけ等の所有者に改善指導を行うため、DMによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を実施	・擁壁設置等の工事費用が高額であることが整備が進まない一因となっている。 ・所有者が不明確ながけ等への改善に向けた働きかけを検討する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ がけ等整備工事助成事業について、令和8年度まで事業を継続する。 ▶ 大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、令和元年度から2年度にかけて実施したがけ等実態調査の結果に応じて、がけ等の所有者に改善指導を行う。 ▶ DMによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を引き続き実施する。 ▶ 令和4年度からがけ等アドバイザー制度を導入し、擁壁整備を実施することが困難な方に対しては、安全性の向上する改修工事の早期着手を促す。 ▶ 災害発生時などに円滑に被災宅地危険度判定が行えるよう、マニュアルを充実させる。	1(他)
空港まちづくり本部	羽田インベーションシティにおいて豪雨に備えた貯留槽を配置 令和2年5月第1期工事分1,510㎡配置完了		【短期—中期—長期—継続】 ▶ 第2期工事分800㎡について、令和5年度に配置予定。雨水を速やかに誘導・貯留することで雨水の表面滞留を抑制する。	1(他)
都市基盤整備部	がけ地調査結果に基づき、道路・公園・緑地等のがけ地・ブロック塀対策工事を実施 都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進 雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透櫛の整備、開発事業者への指導(呑川流域の目標量10.3万㎡に対し9.8万㎡完了、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し1.1万㎡完了(平成30年度))	・民有地のがけ対策について、行政が介入できるルールづくりが必要である。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 公園・緑地等のがけ地・ブロック塀で安全対策を推進する。 ▶ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ▶ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。	1(1) 1(他)

1-7 新たな感染症の大流行（パンデミック）により、多くの重症者や死者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	避難想定必要数の感染症予防対策物品の備蓄 各避難所へ、マスク、アルコール消毒液、検温器、フェイスシールド等を備蓄	・感染症流行期には必要な物品が品薄になり、入手が困難となる。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 必要な品目・数量の物品を確実に備蓄できるように、取組を確実に実施していく。	1(6)
スポーツ・文化・国際都市部	【博物館・記念館】 ・臨時休館 ・開館の場合は感染拡大防止に努めながら運営 【文化施設】【スポーツ施設】 ・感染拡大状況を踏まえ、必要に応じてイベント及び貸館について縮小・中止及び利用人数制限	・予定されているイベントや利用者対応などについて、延期や中止、利用方法変更などを行う際の丁寧な説明が重要である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。	1(4)
	・臨時休館期間の周知徹底 ・開館に向けて、運営ガイドラインの作成及び施設内の開館準備の徹底			
	外国人向けに区の防災ポータルアプリや区及び(一財)国際都市おた協会のホームページ・SNS等で、多言語ややさしい日本語*による情報の発信		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。	1(5)
福祉部	各課事務室内の消毒及び関係団体や事業所、福祉施設への感染症対策を依頼 遺体安置所について、その開設及び運営方法について検討中	・消毒用アルコールやマスクなど、関係施設に向けた衛生資材の必要数を把握する必要がある。 ・感染症が原因で死亡した遺体を安置所に収容する際、そこに従事する職員に感染の危険がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 感染症感染拡大期に大規模災害が発生することに備えて、福祉避難所予定施設には備蓄用として衛生資材を調達する。 ➢ 遺体安置所での感染症対策の検討を進める。	1(6)
健康政策部	医療機関に対して、日ごろから情報共有や協力等を行っている。	・各医療機関や医師会等により、事情が異なるため、詳細な聞き取り等が必要。 ・最大規模の想定が困難である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 医療機関との情報交換や訓練等を実施する。 【短期— <u>中期</u> —長期— <u>継続</u> 】 ➢ 今回の新型コロナウイルス感染症での対応を振り返り、今後のパンデミック発生時の態勢を再構築する。	1(6)
	患者対応や遺体搬送等について、定期的に訓練を行っている。			
	区が災害時グループウェア等を活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ➢ 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。	1(5)

2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	消防団、市民消防隊の活動支援 他自治体との災害時相互応援に関する協定を締結・個別協定7自治体(美郷町・東御市・東松島市・伊東市・長井市・桐生市・岡谷市)・グループ協定4種(城南5区・特別区・東海道53次市区町・東京都及び都内の区市町村)	・受援体制(宿泊場所、執務スペースの確保等)を整備する必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 活動助成金の交付及び配備品(C級ポンプ及び格納庫)のメンテナンスを引き続き行う。また、展示イベントや講習会等において市民消防隊の活動内容紹介を行い、組織への参加を呼びかける。 > 災害時の執務スペース確保のため、日常的に会議室の配置や運用を見直していく。 > 地域防災力向上のため、消防団の活動が充実するように継続的に支援する。 > 災害時に必要な資源の確保のため、協定締結を進める。	2(2) 2(3)
子ども家庭部	災害時の救護復旧活動に従事する職業の保護者の子どもを受け入れる「応急保育所」を区内4地区の4園(定員204人)で開設 ・区災害対策本部体制による非常配備体制の指定(児童館等・保育園) ・区災害対策本部体制による非常配備体制の指定 ・保育士の救急救命訓練の実施 ・不審者対応訓練の実施(保育園) ・不審者対応訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園) ・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園) ・消火訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・消防隊による講習会(児童館等) (保育園)消防署による講習会(保育園での実施) ・看護師等による救命救急講習会の実施 ・警察官による不審者対応訓練実施 ・月1回の防災訓練実施		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 子ども家庭支援センターでは、看護師による事故予防教室を継続的に開催する。 > 保育園では、応急保育所開設を想定した訓練を実施する。 また、看護師による救命救急講習会を継続し実施する。 > 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。 【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 子ども家庭支援センターでは、警察官等による不審者対応訓練を実施する。	2(他)

2-2 食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	各避難所に防災備蓄倉庫を設置し食糧や日用品等を備蓄 避難所や区庁舎等に外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備	・備蓄スペースが充分でない避難所がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 災害時を想定した効果的な備蓄倉庫の在り方を検討し、避難者等へ確実に備蓄物品を提供できる体制を整備する。また、令和元年台風第19号の教訓から浸水が想定される避難所については上階への移設を検討していく。	2(5)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
スポーツ・文化・国際都市部	総合体育館の利用者や一時滞在者の身の安全を守るため、施設として食料を確保	・宗教食や菜食主義などにも対応し、誰もが飲食することのできる非常食を準備する必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 引き続き食料の備蓄などの取組を随時更新しながら進める。 > 食習慣や文化の違いに対応した区内飲食店情報の収集に努め、「大田区観光ガイドブック」の改訂の際には、積極的に掲載を進める。 【短期— <u>中期</u> —長期— <u>継続</u> 】 > 誰もが飲食できる共通の非常食を検討し、収集した飲食店情報を関係部署へ提供し、実際の備蓄へとつなげていく。	2(5)
	イスラム教徒の方が安心して食することができるハラールフードを提供しているお店を「大田区観光ガイドブック」6言語で紹介			
健康政策部	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェア等を活用し、各病院の状況を把握する体制を構築	・断水時の透析患者の区外搬送(中長期的な疎開)について、移送手段、移送先、情報の管理方法の具体化が必要	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。 【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 東京都や透析医療ネットワークとの協議、災害医療連携会議の各作業部会での検討を通じて、透析患者の移送手段等を検討する。	2(他)
	災害拠点病院*5か所は3日分を備蓄			
こども家庭部	食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園)(保育園) 東京都帰宅困難者対象条例に関連して職員および園児を対象に3日分の食糧を備蓄済。(備蓄率)当日は100%、2日目の昼50%、以降は3日目の昼まで30%、3日目夜0%		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 > 保育園での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 子ども家庭支援センターで医薬品・食料を備蓄する。	2(5)
	医薬品の備蓄(児童館・放課後ひろば・保育園)(保育園) 消毒液等を配備。使用期限前に随時交換			

2-3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	久が原地区で、学校防災活動拠点において、災害時を想定した医療機関への搬送ルートの複数案を検討	・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。	2(他)
健康政策部	区が災害時グループウェア等を活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築	・区内の道路状況等を把握し、医療関係機関との情報共有が必要	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。	2(他)
こども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園) 消毒液等を配備。使用期限等の維持管理。		【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 > 保育園では、医薬品の備蓄及び品質年数の管理を行う。 > 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。	2(5)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性	
鉄道・都市づくり部	補助28号線(池上通り)・大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備	・地元調整の難航により、都市計画事業の事業化に遅れが生じている。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 補助28号線は、バス・タクシーや荷さばき車両等の停車場と本線交通を分離することで、緊急車両等の円滑な通行を可能とする。 ▶ 西口広場は、災害時、避難者等の一時滞留スペースや救護活動にも活用できるオープンスペースを確保する。	2(1)	
	下丸子1号、2号踏切の抜本的対策に向けた検討	東京都等の関係者(機関)との連携	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 法指定を受けた下丸子1号、2号踏切の抜本的な対策とあわせ、災害に強いまちづくりを行う。 ▶ 下丸子1号、2号踏切の除却に向けた調査・検討及び関係手続を実施する。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 踏切対策とあわせてまちづくりを推進するため「下丸子駅周辺地区のまちづくり構想」を策定する。	2(1)	
	下丸子駅周辺地区のまちづくり構想(案)の策定				
都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・道路障害物除却活動において、災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占有企業者と協力して実施する。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。	2(1)	
	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工				
	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)			【短期—中期—長期—継続】 ▶ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 重機のリース業者との協定締結に向け、検討を進めていく。	2(1)
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備				
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)				
	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結				
	防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)			【短期—中期—長期—継続】 ▶ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ▶ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。	2(1)
今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度)					

2-4 交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	大田区災害時医療職ボランティア要綱を定め、看護師等の確保を推進する 他県DMATの応援要請及び受入を円滑に行うため、大田区災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図る	・医療者が勤務場所への到達が困難な場合、近隣の病院等での医療救護活動に従事する等、人的資源を有効に活用する対策の検討が必要である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、大田区災害時医療職ボランティアの募集を継続する。 ▶ 大田区災害医療連携会議にて、各コーディネーターを含めた医療関係者と連携して災害時医療体制の整備を図ることを継続する。	2(4)
	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェアを活用し、各病院の状況を把握する体制を構築(必要に応じて各医師会へ応援要請を行う)			
こども家庭部	看護師の配置(保育園)			

2-5 建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	病院の耐震化に係る補助制度(コンサル委託料)	・病院の耐震化・免震化を促進するため、建物工事に係る補助制度が必要である。 ・非常用電源の購入、移設(地下から地上階)等に係る補助制度が必要である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 東京都や国の制度について、周知する。	2(他)
	大田区災害医療コーディネーター等を委嘱し、連携して患者の移送を実施する体制を構築			
	被災地内での受け入れが困難な際、被災地外へ空路による広域搬送を行う体制を整備(東京都による広域搬送拠点の設置)			
こども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園) (保育園)消毒液等を配備 使用期限等の維持管理		【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 ▶ 保育園での備蓄品配備を計画的に実施する。 ▶ 保育園では、災害時における医療的ケア児への対応に関する研修を実施する。	2(5)
	救命救急訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)			
	看護師研修の実施(保育園)			

2-6 電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
福祉部	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、訪問看護ステーションを介して災害時個別支援計画の作成を依頼し、区と訪問看護ステーションで情報共有	・患者自身がバッテリーを確保するなどの働きかけをすることで自助の力を促進する必要がある。 ・災害時個別支援計画の作成について、対象者及びその関係者へのより一層の周知が必要である。 ・災害時個別支援計画を未作成の方、訪問看護ステーションを利用していない在宅人工呼吸器使用者への情報提供や支援等を行う必要がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 個別支援計画の実効性をより高めるために内容を精査し、必要に応じて変更を行う。 ▶ 訪問看護ステーション、医師会などの医療関係者の会議体に参加し、周知を行うことで計画策定を促進する。 【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 健康政策部と連携し、人工呼吸器使用者災害時支援について、方向性の検討を進める。 ▶ 大規模停電時における在宅人工呼吸器使用者の電源確保のため、電源設備保有施設の拡充を行う。	2(4) 2(5) 2(他)
	各地域庁舎に人工呼吸器バッテリー充電用の発電機を配備し、令和2年度にはさらに来庁者向けに発電機1台、貸出用として充電器1台を新たに配備			

所管部	最悪の事態を回避することに 寄与している既存の取組内容	課題(不足している 又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の 方向性
健康 政策部	<p>災害時個別支援計画作成に係る保健師のかかり方について、訪問看護ステーション連絡会、福祉部等と具体化に向けた検討を推進</p> <p>必要に応じて医療機関へ搬送できるよう、個別支援計画の具体化、関係者との情報共有に向けた検討を推進</p>	<p>・非常用発電機(バッテリー)の配備等が必要である。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➤ 災害時個別支援計画の作成に係る保健師のかかり方について、訪問看護ステーション連絡会、福祉部等と連携して検討を行う。</p>	2(4)

3 被災者の健康・生活環境を確保する

3-1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	<p>各避難所に被害想定者の約1日分の食糧等を備蓄(2日目以降については東京都が備蓄又は調達)</p> <p>各避難所地域内に応急給水栓及び資機材を整備(給水栓は東京都が整備)</p> <p>地域防災計画に基づき各区内小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に非常食を備蓄、アレルギー対応として備蓄物品(原材料)の内容をホームページ等で周知</p> <p>賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品への切り替えを実施、令和元年度に避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを備蓄</p> <p>外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備</p>	<p>・蓄電池等、エネルギー供給に関わる物品の備蓄が十分でない。</p> <p>・応急給水栓の使用方法的周知が不足している。</p> <p>・備蓄品を各避難所へ配送するための人手を確保する必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ アレルギー対応など、備蓄食料の充実に引き続き進める。</p> <p>▶ 職員研修等を実施し、短期的に応急給水栓の使用方法的周知する。</p>	3(1)
地域力推進部	羽田地区の学校防災活動拠点会議において、備蓄物品の見直しを実施	・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。</p>	3(1)、3(他)
産業経済部	東京都米穀小売商業組合大田支部、大田区食品衛生協会、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部等と、応急炊き出し、応急給水に係る災害時の協力協定を締結	・休日夜間の対応や災害時の連絡体制を構築するとともに、その実効性を担保する必要がある。	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 協定締結先と災害発生時の対応について協議を行っていく。</p> <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 協定発動を想定した連絡等訓練を継続的に実施する。</p>	3(1)
こども家庭部	<p>食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園) (保育園)東京都帰宅困難者対象条例に関連して職員および園児を対象に3日分の食糧を備蓄済。(備蓄率)当日は100%、2日目の昼50%、以降は3日目の昼まで30%、3日目夜0%</p> <p>医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園) (保育園)消毒液等を配備。使用期限等の維持管理</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>▶ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。</p> <p>▶ 保育園での備蓄品配備を計画的に実施する。</p> <p>▶ 保育園での備蓄品配備を計画的(循環備蓄)に実施する。また、災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。</p>	3(1)、3(4)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
都市基盤整備部	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・道路障害物除却活動において、災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う必要がある。 ・夜間に船着場を使用する場合の照明や鍵の管理が課題となっている。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重機のリース業者との協定締結に向け、検討を進めていく。 	3(1)
	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結			
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備			
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)			
	防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)			
今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度)	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。 <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。 	3(1)		
環境清掃部		<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資等の輸送について、具体的な検討や訓練等を実施していないため、なるべく早期に検討を開始する必要がある。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 備蓄物資の輸送等にかかる検討体制を構築し、検討を進める。 <p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 備蓄物資の輸送訓練を実施する。 	3(1)

3-2 想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	避難所の容量が不足した場合に備え、補完避難所38か所(区施設・協定先)を指定し、物品等を備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所の運営状況を把握する必要がある。 ・物流拠点を確保する必要がある。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協定に基づき各備蓄倉庫周辺地域の組合加盟企業が車両等を調達し、輸送を行うための課題を検討する。 ➢ 災害時における国や都、他自治体からの支援物資の受け入れを含めた物資輸送体制の再構築、具体的な検討に当たり、民間物流事業者や東京都トラック協会大田支部との意見交換等を行い、協力して進める。 	3(1)
地域力推進部	都立、私立学校等の施設を補完避難所として使用する「災害時における学校施設に関する協定」を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・水害時緊急避難場所の受入人員を算定する必要がある。 ・避難所が受入不能となった状況における情報伝達手段が確立していない。 ・補完避難所を開設する際の統一的な基準、開設要員、物資配備を検討する必要がある。 ・補完避難所の施設使用を想定した訓練の強化が必要である 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東京工業大学との連携について引き続き検討する。 ➢ 都立田園調布高校と連携・協力し、補完避難所の開設を想定した避難者受付訓練など、実践的な訓練を継続的に実施する。 	3(5)
	総務部と連携した自助(自宅での備蓄)の推奨			

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の 方向性
スポーツ・ 文化・国際 都市部	避難所等で通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレットや電話通訳サービスを活用し対応する 大田区災害時要支援外国人相談窓口の設置及び運営に関する協定を締結 締結先 (一財)国際都市おおた協会 締結年月日 平成30年12月28日 通訳が必要な場所に災害時支援ボランティア等を派遣する	・多くの避難所等からの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・発災時の通信状況や通訳タブレットの通訳者の確保が困難な場合が想定される。 ・災害時支援ボランティア等の育成が求められる。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ▶ 災害時支援ボランティア等の育成を支援する。	3(2)
福祉部	区内高齢者施設30か所、障害者施設19か所と福祉避難所として協定を締結し、要支援者の避難先として確保 福祉避難所開設等訓練の実施	・一次避難所から二次避難所(福祉避難所)への移動手段を確保する必要がある。 ・要支援者の特性に応じた福祉避難所の受入体制(災害備蓄品を含む)を整理する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 福祉避難所のあり方について、震災時・風水害時それぞれの開設・運営について、方向性の検討を進める。	3(3)
健康 政策部		・避難所での公衆衛生対策が必要である。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 長期化する避難所生活における公衆衛生対策の必要性について、啓発を行う。	3(4)
こども 家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」について、区立保育園30園および私立保育園2園で1,334世帯が避難できる体制を整備 保育園において福祉避難所開設を想定した訓練を実施		【短期—中期—長期—継続】 ▶ 保育園において福祉避難所開設を想定した訓練を実施する。	3(他)
空港 まち づくり 本部	羽田イノベーションシティにおける帰宅困難者の受入れ対応、体制の整備 令和2年5月に、羽田イノベーションシティにおいて災害用マンホールトイレ(10基)及び簡易トイレを配備 羽田イノベーションシティにおける防災マニュアルを策定	・大田区と羽田イノベーションシティ運営事業者との連携体制の整備及び防災マニュアルの適宜見直し・改善を進めていく必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 公民連携による大田区との連携体制の構築・強化を図っていく。 ▶ 防災マニュアルの適宜見直し・改善を行う。	3(5)
環境 清掃部	平成27年3月に23区で「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、災害時のし尿処理の扱いを規定 災害廃棄物の処理に係る他自治体、民間団体等との協力体制構築を目的とした協定締結 「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合 締結年月日:令和2.4.1 「災害時における事業者との協力協定」計8件 所管:清掃事業課 締結先:東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合ほか 締結年月日:令和2.4.1 (特別区清掃リサイクル主管課長会にて、各協定の実施細目等調整中) 令和2年3月「大田区災害廃棄物処理計画」を策定	・大田区災害廃棄物処理基本計画を運用する中で、災害時のし尿処理の具体的な対応について検討する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 災害時のし尿処理の具体的な対応を検討する。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 災害時を想定した実地訓練を実施する。	3(他)

3-3 広範囲なエリアにおける疫病や感染症の大規模発生、避難所における集団食中毒の発生等に対し、必要な人員、物品(備蓄品、備蓄医薬品)等の不足により抑止できなくなる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	非常食の備蓄については、地域防災計画に基づき各区内小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に備蓄。備蓄食料品の入替は賞味期限前に実施、アレルギー対応については備蓄物品(原材料)の内容をホームページ等で周知。 賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品の切り替えを推進。令和元年度には避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを入庫完了。	・備蓄品は種類、メーカー等を細かく分ける必要がある。 ・被災後に救援物資の振り分けを行う際には、同種の物を広範囲に配布しないようにする必要がある。 ・備蓄食料を原因とする食中毒の発生を回避するためには、備蓄食料の量的充足及び種類の充実が求められるが、備蓄倉庫の広さや現状の管理状況を踏まえると現時点では難しい。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 安全安心な備蓄食料の提供について、継続的に検討し、改善を図る。 ▶ 引き続き、アルファ化米からアレルギー対応のレトルト食品の切り替えを進めていく。	3(1)
地域力推進部	総務部と連携し、感染症拡大の予防に備え、学校防災活動拠点の備蓄倉庫に救急箱、マスク、ゴム手袋、消毒剤等を備蓄	・避難所では、感染症隔離エリアの確保が困難であり、専門的な知識も不足すると見込まれる。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 避難所での感染症対策について検討していく。	3(4)
健康政策部	医師等による医療救護班の巡回体制の構築 避難所における衛生指導、防疫活動、食中毒対策を行う専門職による体制(班)の構築 被災住民の健康調査の実施により患者発見に努め、必要に応じ避難所等の消毒指導を実施	・対応人員の確保及び消毒薬等の資機材の備蓄を進める必要がある。 ・避難所内で有症状者のエリアを分ける必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 大田区災害医療連携会議の作業部会で避難所に開設する医療救護所の巡回体制の構築を検討する。 ▶ 長期化する避難所生活における公衆衛生対策の必要性について、啓発を行う。	3(4)
こども家庭部		・周辺自治体や民間会社等との連携協定を締結する必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 協定締結に向けた検討を行う。	3(4)

3-4 想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	千束地区で、東京工業大学との連携について検討	・帰宅困難者の滞在場所が不足している。 ・補完避難場所との連携、機能の検討が必要である。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 東京工業大学との連携について検討する。	3(5)
区民部	民間事業者との協定の拡大を検討 令和元年台風第19号発生時、一時滞在施設における外国人対応として、micsおおたへ通訳を依頼 関係各部との感染症予防対策に関する事前協議	・蒲田駅周辺で帰宅困難者が一時的に滞在できる地理的に適当な事業者が現れていない。 ・外国人帰宅困難者が増えた場合に、micsおおたで人的に通訳対応が可能かどうかを確認する必要がある。 ・乳幼児や障がいのある人など配慮が必要な帰宅困難者への対策が確立していない。 ・一時滞在施設において感染症予防対策を講じる必要がある。 ・区内企業等が東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅抑制及び食料等の備蓄を進める必要がある。 ・駅や集客施設等の事業者が、利用者保護の対策を進める必要がある。	【短期—中期—長期— <u>継続</u> 】 ▶ 区ホームページや蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会において、蒲田駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設に関する事業者への周知を行う。 ▶ 国際都市・多文化共生推進課と協議しながら、外国人帰宅困難者への通訳対応に関する検討を行う。 ▶ 関係各部及び蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会において、乳幼児や障がいのある人などへの対応を検討する。 ▶ 関係各部及び蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会において、感染症予防対策について検討する。 ▶ 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会委員以外の企業等にも、一斉帰宅の抑制、食料等の備蓄及び施設等の利用者保護について、協力依頼を検討していく。	3(5)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
スポーツ・文化・国際都市部	通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレットや電話通訳サービスを活用し対応する	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者滞在所から多くの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・停電等で通訳タブレット等の使用が不可になることが想定される。 ・災害時支援ボランティア等の育成が求められる。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ▶ 災害時支援ボランティア等の育成を支援する。 	3(2)
	通訳が必要な場所に災害時支援ボランティア等を派遣する			
福祉部	要支援者の避難場所として、福祉避難所及び学校等避難所における要配慮者スペースの開設準備の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所と要配慮者スペースとの役割の違いを明確にすることが必要である。 ・帰宅困難となった要支援者に対し、区内でバリアフリー設備が整った公共施設を一時的避難場所として提供するための連携を図る必要がある。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 要配慮者スペースと福祉避難所の避難対象者を明確にする。 ▶ 帰宅困難者一時的避難場所として指定されている施設に要支援者スペースを設けることについて検討・調整を行う。 	3(3)
	福祉避難所及び要配慮者スペースにおける必要な物資の備蓄状況を確認・調整中			
鉄道・都市づくり部			<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 蒲田駅周辺地区ランドデザインに基づき、蒲田駅東西自由通路のほか駅を中心とする基盤施設を一体的に捉えた整備の検討を行う。 	3(5)
	補助28号線(池上通り)・大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備	<ul style="list-style-type: none"> ・地元調整の難航により、都市計画事業の事業化に遅れが生じている。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助28号線は、バス・タクシーや荷さばき車両等の停車場と本線交通を分離することで、緊急車両等の円滑な通行を可能とする。 ▶ 西口広場は、災害時、避難者等の一時滞留スペースや救護活動にも活用できるオープンスペースを確保する。 	3(5)
都市基盤整備部		<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園・緑地の整備を進める必要がある。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用方針の検討を行う。 	3(5)

3-5 避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	心身不調の予防のための取組として、入新井地区で介護予防事業や防災講習会、健康講演会等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。 	3(他)
健康政策部	保健師等が巡回できるまでの間、避難所内において、自助・共助の取組で予防ができる啓発物を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・全避難所への普及啓発活動が必要である。 ・避難所からの医療ニーズに係る情報収集体制の整備(避難所→健康政策部)と、情報に基づき行動判断するための訓練が必要である。 	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所生活での保健衛生対策の普及啓発のため、避難所における公衆衛生対策訓練を実施する。実施方法は、避難所の訓練と連携して行い、参加している区民に保健衛生対策の普及啓発を行う。 	3(4)
	避難所の訓練において、保健衛生対策の普及啓発を実施(必要性について運営スタッフ・参加者に説明)			
	胃腸炎患者への支援策として、経口補水液の備蓄や供給体制の確保のため、災害時協力協定の締結を実施			

4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する

4-1 区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
企画 経営部	平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足していた3棟について令和元年度に耐震補強設計を実施、令和2年度に2棟の耐震補強工事を実施 平成30年から令和元年まで耐震補強を実施していた区有施設2棟についても工事が完了 公共施設の耐震化率は約98%となり、耐震性が不足している施設については改修計画や、改築設計に着手	・公共施設におけるパンデミック対策の充実を図る必要がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 建物の老朽化や劣化状況を適切に把握し、計画的に改築や改修を行い、適正な維持管理に努める。 ▶ パンデミック対策として、ドアノブや水栓などを通じた接触機会を減少させるための方策を検討する。 ▶ パンデミック対策として、施設の換気能力の充実を図っていく。	4(他)
	平成30年度に区役所本庁舎の構造体、非構造部材、建築設備の耐震性能の向上を図るため、耐震性向上改修工事を実施			
総務部	状況に応じて職員の参集を図るため、各所属で緊急連絡網を作成	・公共交通機関の不通等、職員が登庁できないことが想定される。 ・職員の災害対策に対する意識を向上する必要がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 国や都の動向を把握し、適宜地域防災計画の改訂を行い、区の防災対策を推進する。 ▶ 令和元年の台風19号の教訓を受けて、災害対策本部体制の強化に関する検討を進める。 ▶ 被災地派遣を経験した区職員や災害対応経験者による講話を通して、職員の防災意識の向上を図る。 ▶ 頻発する地震や風水害などの大規模災害を想定した訓練を実施する。 ▶ 代替庁舎の使用計画について具体化していく。	4(1)
	職場における「3つの密」を回避するための取組 (時差出勤、休日日の振替等)	・職員一人ひとりが日常的な感染症予防を徹底する必要がある。 ・システムを活用できる職員を増やす必要がある		
	大田区業務継続計画(BCP*)の作成	・災害対策本部事務局および各部との連携強化が課題		
	必要に応じて地域防災計画を改定 【令和3年部分修正(令和2年度)】 令和元年台風19号を踏まえての風水害対策の強化及び災害時の感染症対策の取組を反映 【令和4年全体修正(令和3年度)】 東京都地域防災計画の修正や災害対策基本法の改正を踏まえて整合性確保	・本庁舎が火災や浸水等により使用できない場合に備え、本庁舎の代替庁舎についての検討を進める必要がある。		
	総合防災情報システムを活用した訓練を実施			
地域力 推進部	学校防災活動拠点において、避難所開設・運営について、地域の方の力で行えるよう訓練を実施	・区施設が被災した場合の代替施設の検討が必要である。 ・感染症の疑いがある避難者の受入れを想定した訓練が未実施である。 ・災害時の組織人員体制の検討が必要である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 感染症対策も想定した学校防災活動拠点訓練を継続して実施する。 ▶ 水害時の特性及び感染症対策を考慮した施設使用計画の見直しを行う。	4(1)
	感染症対策を考慮した避難所の開設・運営			
区民部	BCP*に基づく業務計画に則り、必要最低限の窓口業務等を実施	・区外居住者の増加により参集できる職員数が減少している。 ・パンデミック等の状況によっては職員の参集が困難である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 区内在住者の人事配置について人事課と協議していく。 ▶ BCPに基づく、必要最低限の窓口業務等への対応を検討する。 ▶ DXの推進に伴い、窓口業務等についてBPR(業務改善)を検討していく。	4(他)
	発生段階に応じて窓口業務等の継続、縮小、休止を実施			
福祉部	災害時における福祉避難所及び学校等避難所内における要配慮者スペースへの人員配置計画を検討中	・災害時における組織人員体制について、平時からの検討が必要である。 ・発災時の時間帯により、参集可能な職員の数流動的である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 福祉避難所及び学校等避難所内における要配慮者スペースへの職員の派遣を含めた人員体制の整備を進める。	4(他)
健康 政策部	災害応急対策業務等を迅速かつ適切に実施するため、災対健康政策部初動マニュアルを作成	DEHAT(健康危機管理支援チーム)等の受入れ体制構築の検討が必要	【短期—中期—長期— 継続 】 ▶ 災害時における初動対応訓練を健康政策部で実施し、円滑な災害時初動対応ができるようにする。	4(1)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
環境 清掃部	<p>職員の参集困難や、通常の清掃業務に災害廃棄物処理業務が上乗せとなることで、必要な人数が確保できない場合には、委託事業者による作業員付き車両を要請</p> <p>災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結 「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成14.3.27 (最終更新:平成27.4.22) 令和3年12月大田区環境協会と意見交換実施(出勤可能人員・機材等確認)。</p>	<p>・協定先も同時に被災することを想定し、連携先を広域に広げていく必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を行う。</p> <p>➢ 新たな協定締結先の検討を行う。</p>	4(2)

4-2 治安が悪化し犯罪が多発する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	<p>区民安全・安心メールによる啓発</p> <p>青色回転灯装備車両によるパトロール体制の整備</p>	<p>・区民安全・安心メールを登録していない方への普及啓発。</p>	<p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 区民の安全・安心のため、区内4警察署に立寄って犯罪発生状況等の情報提供を受けるなど、警察署と連携しながら、青色回転灯装備車両によるパトロールを継続的に実施する。</p> <p>➢ 広報媒体で区民への周知を行う。</p>	4(3)
地域力 推進部	<p>自治会・町会*の会議や地域力推進会議において、防犯意識の向上を推進</p> <p>自治会・町会等の地域の方が主体で実施している防犯パトロール活動を支援</p> <p>学校防災活動拠点運営マニュアルに「地域の見回り」「防犯活動」の項目を規定</p>	<p>・発災時に十分対応できるかが課題。</p>	<p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 自治会・町会主体で行われている防犯パトロールの枠組みを活かし、学校防災活動拠点会議などで、「地域の見回り」「防犯活動」の具体的な取組方法を検討する。</p>	4(他)
こども 家庭部	<p>「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園)</p>		<p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 保育園において「さすまた」等を使用した防犯訓練を実施する。</p>	4(他)

4-3 電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
企画 経営部	<p>インターネットへのアクセスが可能な状態であれば、ツイッター、LINEでの情報発信が可能</p> <p>庁舎非常電源の活用、非常用バッテリー(ソーラーパネル付属)の用意</p>			
総務部	<p>本庁舎非常電源設備の定期的な点検・作動確認</p> <p>災害対策本部機能を維持するための非常用電源の確保</p> <p>非常電源設備の燃料(3日分)を備蓄、電力停止が長期間に及ぶ場合の燃料確保のため協定を締結</p>	<p>・発災時を想定した非常電源設備の燃料の補充等を訓練する必要がある。</p> <p>・一部の発信ツールが使用不可となった場合に備え、多様な手段により区民への情報発信ができる環境を整える必要がある。</p>	<p>【<u>短期</u>—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 可搬型の非常用蓄電池及び充電用ソーラーパネルを整備する。</p> <p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 防災アプリや防災行政無線等、多様な手段で区民への災害情報発信ができる環境を整備する。</p> <p>【短期—中期—長期—<u>継続</u>】</p> <p>➢ 毎年の設備定期点検時に燃料補充の確認作業を実施する。</p>	4(3)
				4(3)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	特別出張所や学校防災活動拠点に発動発電機を備え、運転訓練、点検を実施 令和2年度より特別出張所や学校防災活動拠点に蓄電池の配備を開始	・発動発電機の使用時間に限り(約72時間)がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ 発動発電機及び蓄電池の点検を実施するとともに、これらを活用した訓練を実施し、災害時に対応できる体制を整える。	4(3)
スポーツ・文化・国際都市部		・災害時要支援外国人相談窓口であるおおた国際交流センター及び本庁舎で従事する職員用の蓄電池、スマホ充電器の整備が必要である。	【 短期—中期—長期— 継続】 ➢ 蓄電池や充電器のおおた国際交流センター等での導入を検討する。	4(3)
産業経済部	大田区観光情報センタースタッフが、災害時にテレビやPCを活用し、情報収集・発信が行えるよう蓄電池を設置 大田区観光情報センターに、災害時来場する方々のスマートフォン用充電器を設置	・発災時、即時に使用可能な状態である必要がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ 災害に備えて定期的な動作確認などの点検を実施する。	4(3)
健康政策部	緊急医療救護所*等を開設する場所を示したクリアファイル等啓発物品を作成し、救護所開設訓練時に地域の方々に配布、区内の中学生に配布等周知活動を実施 平成29年度から大田区災害時医療フォーラムを実施して区の災害時医療体制について周知を図るとともに、令和2年度からは動画を作成し、YouTube「大田区チャンネル」に掲載して広く周知を実施	・緊急医療救護所等災害時の医療体制について区民の認知度が低く、新たな広報手段が必要である。	【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、災害時医療体制の周知を図る。	4(他)
こども家庭部	各保育園に自家発電機を配備		【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ 保育園において発電機の使用訓練を実施する。	4(他)

4-4 情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	災害時通信手段の見直しに向けた実施計画の実現 学校防災活動拠点の整備(情報拠点を含む)	・情報連絡システムを扱う職員の習熟度を向上する必要がある。 ・関係機関との連絡・情報共有体制を整備する必要がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ 大田区災害時情報通信システム実施計画書に基づくシステム構築・運用設計を行う。 ➢ 学校防災活動拠点の発信力強化を図る。	4(3)
地域力推進部	自治会・町会*と特別出張所にデジタルトランシーバー、スマホ(災害時優先電話)を配備し、連絡体制を整備 災対地域力推進部と各特別出張所ではPHSイェデンワ、総合防災情報システムによる連絡・情報共有手段を備え、訓練を実施 災害対策本部と特別出張所で総合防災情報システムを活用した情報収集を実施	・自治会・町会以外の関係機関との情報連絡ツールが不足している。 ・防災行政無線の通信状況・電波状況を改善する必要がある。	【短期—中期— 長期— 継続】 ➢ 自治会・町会における情報通信訓練を強化し、関係機関の活動状況なども収集できる体制を整備する。	4(3)
健康政策部	災害時グループウェアの通信手段として、地域BWA回線網の活用推進 災害拠点病院*を中心としたグループ化を図り、グループ内で対応(相互支援、傷病者搬送等)できる体制を構築 令和2年度に災害時優先携帯電話を緊急医療救護所となる病院等に配備		【短期—中期—長期— 継続 】 ➢ グループごとに緊急医療救護所の訓練を実施し、災害時グループウェア等を使用した情報連絡訓練を継続的に実施する。	4(3)

5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する

5-1 電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	災害拠点病院*は3日分を備蓄		【短期—中期—長期—継続】 ➢ 災害拠点病院の食糧や非常電源確保状況の把握に努める。	4(他)
都市基盤整備部	避難所、災害復旧拠点等の周辺の下水道施設の耐震化(令和2年度完了)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。	5(1)
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)			
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備			
	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」の策定(令和2年度)			

5-2 道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	災害時の物資水上輸送に関する協定の締結	・搬出や輸送を行う職員の習熟度向上、陸揚げした物資の配送に必要な陸上輸送ルートの確保、船舶の着岸環境の整備(航路の水深確保など)を進める必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 国や都と連携し、水上輸送訓練を実施する。 ➢ 協定に基づく物資輸送体制構築等の検討を進める。 ➢ 庁内での調整を図り、ハード部分の整備を進める。	5(1)
	防災船着場を活用した水上輸送訓練の実施 【令和4年2月に東京都主催の水上輸送訓練に参加】			
鉄道・都市づくり部	災害時の迂回ルートの機能を持つ新空港線*の整備に向けた検討	・整備着手に向け、都区で構成される「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において早期に関係者合意を図る必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 都区間の「協議の場」において、課題となっている費用負担割合等について合意形成を図る。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 整備主体となる第三セクターを設立し、整備を進める。	5(1)
都市基盤整備部	防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・夜間に船着場を使用する場合の照明や鍵の管理が課題となっている。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。	5(1)
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)			
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備			
	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)			
			【短期—中期—長期—継続】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。	5(1)

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
都市基盤整備部	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度)	・道路障害物除却活動において、災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 重機のリース業者との協定締結に向け、検討を進めていく。	5(1)
	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結			

5-3 羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	都等防災関係機関と連携して、特別防災区域内(羽田空港一～三丁目の一部)に対する防災対策を推進	・空港エリアの発災による区民の影響を考慮した対応が必要である。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 都等防災関係機関と連携しながら対応する。	5(5)
	都等防災関係機関との通信訓練や他機関の防災訓練視察を実施			

5-4 被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
産業経済部	国や東京都と連携し、区内の中小企業者に低利で利用できる各種の融資を金融機関にあっせん	・BCPの策定など、災害・パンデミックへの事前対策に取り組んでいる事業者の割合は低いことが予想される。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 企業の危機管理に関する簡易版BCPシートの配布に加え、BCP策定セミナー等東京都の事業等とも連携し、事業者の危機管理意識の向上を図る。 ➢ 区内中小企業・小規模事業者におけるBCP策定・危機管理対策の好事例等を収集の上、広く区内事業者を紹介する。	5(2)
	区内産業関係団体と平時から協力体制を構築し、情報交換を実施			
	企業の危機管理に関する簡易版BCP*シートを作成・配布			

5-5 金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
産業経済部		・金融機関等の機能が停止した場合において、区内中小企業者が事業を継続するための備えが必要となる。 ・BCPの策定など、災害・パンデミックへの事前対策に取り組んでいる事業者の割合は低いことが予想される。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 災害時における事業の継続・早期復旧について、区内中小企業者や金融機関の問題意識を高め、BCPの策定等に向けた普及啓発に努める。	5(2) 5(7)

5-6 災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性	
都市基盤整備部	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・廃棄物処理場が内陸部に無い。(大規模な公園は避難場所や仮設住宅の予定地となっている。) 	【短期—中期—長期—継続】 > 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【短期—中期—長期—継続】 > 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【短期—中期—長期—継続】 > 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。	5(1)	
	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備		【短期—中期—長期—継続】 > 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。	5(1)	
	無電柱化整備工事(区画街路1号線・主要区道30号線・主要区道94号線等)				
	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度)				
環境清掃部	令和2年3月「大田区災害廃棄物処理計画」を策定 災害廃棄物の処理に係る他自治体、民間団体等との協力体制構築を目的とした協定締結 「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合 締結年月日:令和2.4.1 「災害時における事業者との協力協定」計8件 所管:清掃事業課 締結先:東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合ほか 締結年月日:令和2.4.1 (特別区清掃リサイクル主管課長会にて、各協定の実施細目等調整中)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物仮置場を確保する必要がある。 ・災害廃棄物処理に係る庁内連携を構築する必要がある。 ・国、都、他自治体、民間団体等との連携体制の構築等を進める必要がある。 	【短期—中期—長期—継続】 > 災害時の廃棄物仮置場確保について検討する。 > 災害時に必要な物品の調達を進める。 > 協定締結先との定期的な意見交換を実施する。	5(3)	

5-7 地域コミュニティ*が機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	久が原地区で、地域、事業者等各団体が日頃から顔を合わせ、情報交換する場として地域防災協議会を設置	・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題。	【短期—中期—長期—継続】 > 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。	5(他)
まちづくり推進部	都市復興に関するパンフレットを作成し、被災時には、地域コミュニティを母体とした地域復興組織が役割を担うことを周知	・区と地域の連携強化を図る必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 > 都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくり勉強会や模擬訓練等の計画作成を実施する。 【短期—中期—長期—継続】 > モデル地域や、自治会・町会*やまちづくり協議会等での復興模擬訓練や、職員向け復興訓練を実施する。	5(4)
都市基盤整備部	地籍調査*のうち、土地(私有地)と道路等(公有地)の境界のみを先行して調査する「官民境界等先行調査」を実施	・投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 > 国土調査法の改正に伴い、地籍調査の「官民境界等先行調査」に代わり「街区境界調査」が規定されたため、「街区境界調査」の実施に向けた検討を進める。	5(他)

5-8 専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
福祉部		・要支援者が求めているボランティアに対する要望を把握する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 災害時におけるボランティアの要支援者対応に関して、関係諸団体との協力内容(役割)について検討する。	5(5)
まちづくり推進部	住家被害認定調査に関し、平成24年3月に建築士関係団体等と「建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定」を締結 住宅の応急修理に関し、平成24年3月に建設関係団体と「災害時の被災建物の応急修理等に関する協定」を締結 令和2年度に住家被害認定調査等(り災証明発行、応急修理を含む)手順書を作成 令和3年度に地域力推進部と連携し建物被害認定モバイルシステムを導入	・災害関係の協定に関して、協定の実効性を担保することが重要である。平時からの連絡体制の構築はもちろん、発災時の具体的な対応を検討する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 住家被害認定調査等手順書の内容を踏まえ、災害協定の実効性を高めるための検討を行い実施体制を整え、発災に備える。 【短期—中期—長期—継続】 ➢ 協定団体及び庁内に対し、建物被害認定調査モバイルシステムの利用を含む研修等を実施することで、発災時の対応力の向上を図る。	5(6)
環境清掃部	国の被災自治体への援助制度(災害廃棄物処理支援ネットワーク、被災市区町村応援職員確保システム等)に関する調査・検討 災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結 「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成14.3.27 (最終更新:平成27.4.22) 令和3年12月大田区環境協会と意見交換実施(出勤可能人員・機材等確認)。	・協定先も同時に被災することを想定し、連携自治体を広域に広げていく必要がある。 ・応援職員の受入体制について具体的に検討する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を実施する。 ➢ 新たな協定締結先の検討を行う。	5(3)

5-9 避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
地域力推進部	久が原地区では、学校防災活動拠点会議において、学校と協議しながら、学校の早期再開に向けた避難所運営を推進	・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。	5(他)
福祉部	福祉避難所予定施設における必要な物資の備蓄状況を確認・調整中	・避難所で生活する要支援者を受け入れる施設を確保するため、区内福祉施設と連携する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 区内福祉施設と連携し、各事業所の人員体制等を把握する。	5(他)
子ども家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」を災害発生後4日から7日開設(それ以降は被災者が避難所に移動して通常保育を実施)	・福祉避難所における配置人員不足を解消する必要がある。		
まちづくり推進部	東京都住宅政策本部からの調査依頼を受け、公園の応急仮設住宅建設予定地調査を実施し、情報を更新 応急仮設住宅建設候補地 区内19公園	・応急仮設住宅を建設できる公園敷地が十分確保できない。	【短期—中期—長期—継続】 ➢ 令和12年度完成予定の大森西地区大規模公園を仮設住宅候補地とするために調整する。 ➢ みなし仮設住宅として供給する民間賃貸住宅の借り上げについて、不動産関係団体や東京都との調整等を含め、検討を進めていく。	5(3)

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 広域かつ大規模な火災が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックを全戸配布	・避難場所とする公園敷地等が十分確保できない。	【短期—中期—長期— 継続 】 > ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックの全戸配布後も、継続的に区民に対して災害に関する普及・啓発を行う。 > 国や都の動向を把握し、適宜ハザードマップ等の改訂を行い、災害に関する普及・啓発を推進する。	6(2)
	ハザードマップ(震災編)による広域避難場所の周知			
地域力推進部	学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会*の防災訓練において、消防署や消防団と協力して消火訓練を実施		【短期—中期—長期— 継続 】 > 学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練を継続的に実施していく。	6(2)
健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築 区南部医療圏に所属する品川区と大田区が災害拠点となる東邦大学医療センター大森病院の情報伝達訓練に参加し、医療圏での対応訓練を実施している 定期的に東邦大学医療センター大森病院に東京都、都地域災害医療コーディネーター、大田区及び品川区の災害医療担当職員が集まり、意見交換等を実施	・火災による重症者が災害拠点病院*に集中し、医療を十分に提供できなくなる可能性がある。	【短期—中期—長期— 継続 】 > 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。	6(2)
まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入済	・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的に取り組む必要がある。	【 短期—中期 —長期— 継続 】 > 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。	6(1)
	不燃化特区制度*を活用した建替え等助成を実施(令和3年12月末までに230棟)			
	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和3年12月末までに110棟)		【短期—中期—長期— 継続 】 > 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については事業の進捗状況等を考慮して判断する。	6(1)
	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和3年12月末までに30件)		【 短期—中期—長期 — 継続 】 > 狭あい道路拡幅整備事業では、年間目標として4.2kmを整備していくとともに、周知活動を行い事業の拡充を図る。	6(1)
	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入済			
幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施				
空港まちづくり本部	羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づき、災害時において避難場所としての機能を果たせるよう都市計画公園を整備 公園整備について、平成28年に都市計画決定		【 短期—中期 —長期— 継続 】 > 対象地について、都市計画公園として整備していく。	6(他)
都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備 大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするとともに、安全に避難できるようバリアフリーの向上を図る		【短期—中期—長期— 継続 】 > 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 > 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。	6(他)

6-2 河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受け入れスペースの不足などに対応するための取組を進めていく必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 継続的に訓練の実施や講話の開催など、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。	6(2) 6(4)
	より多くのマイ・タイムライン*講習会を開催し、早期避難の普及・啓発を強化			
地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施		【短期—中期—長期—継続】 ▶ 転入者及び希望者を中心に、ハザードマップ等の配布を継続的に行う。 ▶ 自治会・町会*や学校防災活動拠点を通じて、水害における区民の避難意識の向上や情報伝達方法の強化に取り組む。	6(他)
	各地域において総務部と連携したマイ・タイムライン講習会を開催し、区民の意識啓発を実施			
健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼する	・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和4年度までに全ての病院が策定することを目指す。	6(3)
都市基盤整備部	橋梁*耐震補強整備、架替整備(優先対策橋梁のうち落橋防止等に着目した整備を54橋完了)	・スーパー堤防の整備を促進する必要がある。 ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【短期—中期—長期—継続】 ▶ 引き続き、都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力する。	6(他)
	令和4年までに耐震照査が必要な橋梁(許可工作物)11橋の耐震照査が完了			
	都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力			

6-3 危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	毒物劇物取扱施設で大型の貯蔵庫(タンク)を保有している施設に対して、3年に1回程度、漏洩及び流出防止対策等の確認及び有事の際の情報連絡体制についての確認を実施		【短期—中期—長期—継続】 ▶ 漏洩及び流出防止対策等の確認を3年に1回程度実施する。	6(他)
環境清掃部	適正管理化学物質を扱っている工場について、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施	・適正管理化学物質を年間100kg以上使用する事業所のうち、化学物質管理方法書の提出義務があるにもかかわらず未提出の事業所がある。そのような事業所に対し継続的に指導する必要がある。	【短期—中期—長期—継続】 ▶ 工場の新設や変更の相談の際に、適正管理化学物質を扱っている場合は、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施する。	6(3)

6-4 主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する

所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(令和10年度まで)	取組の方向性
健康政策部	<p>区が災害時グループウェア等を活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築</p> <p>区内中小企業と連携して、少ない人数でも負傷者を搬送できる車輪付き担架を作成し、各緊急医療救護所*や自治会・町会*に配備</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 災害時グループウェア等を使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。</p>	6(2)
まちづくり推進部	<p>平成22年3月耐震改修促進計画の改定を行い、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、すでに指定済の緊急輸送道路の他に沿道耐震化道路を新たに指定</p>	<p>・非木造の建物など所有者が複数いる場合の耐震化への合意形成が難しい。特定緊急輸送道路沿道建築物のうち分譲マンションでは合意形成や資金調達が困難なケースが、また、ビルや賃貸住宅では、賃借人等の移転費用の捻出が負担となり、耐震化に踏み切れないケースがある。</p> <p>・旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。</p> <p>・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的な取組が必要である。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成は、令和7年度末までとなっており、その後の対応は国、都の状況を考慮しながら判断する。</p> <p>➢ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。</p>	6(1)
	<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成</p> <p>平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 【令和3年12月末までの実績】</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断186件、耐震改修設計76件、耐震改修工事(除却工事含む)58件</p>			
	<p>不燃化特区制度*を活用した建替え等助成を実施(令和3年12月末までに230棟)</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。</p>	6(1)
	<p>都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和3年12月末までに110棟)</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 都市防災不燃化促進事業は、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。</p>	
	<p>平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和3年12月末までに30件)</p> <p>木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入済</p>		<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については事業の進捗状況等を考慮して判断する。</p>	6(1)
都市基盤整備部	<p>道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結</p>	<p>・道路障害物除却活動において、災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う必要がある。</p>	<p>【短期—中期—長期—継続】</p> <p>➢ 重機のリース業者との協定締結に向け、検討を進めていく。</p>	6(他)

第3章 資料編

1 用語解説

(か～)

旧耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。
きょうりょう 橋梁	河川や道路、鉄道、運河などをまたぐ橋。
緊急医療救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後から概ね72時間までの間、災害拠点病院*等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージと軽症者の治療を行う救護所。

(さ～)

災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
新空港線	区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、都心・副都心や東京圏北西部地域と羽田空港間のアクセス強化などが図られる鉄道路線(蒲田駅と京急蒲田駅の約800mをつなぐ路線)。

(た～)

地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地籍調査	土地の区画に対する所有者などを調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
特定建築物	耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物の用途・規模等に該当する民間の建築物(学校・病院・ホテル等の多数の人が集まる建築物のうち、所定の階数、床面積を超えるもの)。

(は～)

避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者*について、本人の申請に基づき作成する名簿。平常時から避難支援等関係者に提供し、災害時における避難支援や安否確認などを実施するための基礎とする。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。

(ま～)

マイ・タイムライン	風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ時系列で整理した避難行動計画。
-----------	---

(や～)

やさしい日本語	簡易な表現を使い、日本語に不慣れな外国人など、だれにでもわかりやすくした日本語。
---------	--

(A～)

ICT	Information(情報)やCommunication(通信)に関するTechnology(技術)の総称。
BCP	「Business Continuity Plan」の略。災害の発生など、非常事態が発生した際の被害の最小化や、中核となる事業の早期復旧・継続などについてあらかじめ定めておく計画。

大田区国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行 大田区企画経営部

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1735

FAX 03-5744-1502